

入札監理小委員会における審議の結果報告

情報処理推進機構の「情報処理技術者試験」

(独)情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験事業に関し、香川県(高松)と沖縄県(那覇)における試験会場確保及び試験運営業務について、平成19年度に民間競争入札を実施し、20年度から業務を開始する旨、公共サービス基本方針別表に定められている。これに基づいて機構より提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

1. 試験実施事業の内容(3頁)

【論点】

- ・ 契約期間3年間のうちの初年度の試験会場について、機構が確保(内諾)した試験会場を民間事業者を使用させることは妥当か。
- ・ マニュアル等に従って試験運営業務を実施することを求めているが、民間事業者の創意工夫の余地がないのではないか。

【対応】

- ・ 初年度の試験会場については、契約後の時間的余裕が少ないなどの事情から、やむを得ないものと判断した。
- ・ 全国均一の受験条件を確保する必要性から、マニュアル等に基づく試験運営を求めることはやむを得ないものと判断した。

2. サービスの質等(4～5頁)

(1) サービスの質

【論点】

- ・ 「概ね交通の便が良く」「清潔かつ静謐な環境」等、定性的な規定の仕方となっているが、定量的な規定にすべきではないか。
- ・ 「周辺住民の生活環境への配慮」等、抽象的な規定の仕方となっているが、具体的な内容を明示すべきではないか。

【対応】

- ・ 数値化の困難なものについては、機構の過去の実例を参考とする旨を明示することやモニタリングを適切に行うことでやむを得ないものと判断した。

- ・ 抽象的な規定については、その具体的内容について、入札説明会等で詳しく説明する旨、機構と確認した。
- ・ サービスの質に関しては、事業の切り出し自体やその範囲の問題を含め、将来の課題とする旨、機構と確認した。

(2) モニタリング

【論点】

- ・ サービスの質の達成度合いの確認（モニタリング）やサービスの質が未達の場合の措置は十分か。

【対応】

- ・ モニタリングについては、民間事業者からのヒアリング、受験者等からのクレームにより適切に行う旨、また、未達の場合の措置については、実施要項の規定に基づき、改善措置の策定や契約解除等、適切な措置を講ずる旨、機構と確認した。

3. 契約の形態・支払い（5頁）

【論点】

- ・ 契約期間中に試験制度の変更が行われる可能性があるが、変更が確定した場合に、請負報酬額の調整について双方が契約の変更を申し出ることができる旨規定されている。こうした対応は適切か。

【対応】

- ・ 十分な契約期間を確保する必要性と試験制度の見直しに伴う業務内容の変更の可能性の双方を勘案すると、このような規定を設けることにより対応することでやむを得ないものと判断した。
- ・ 試験制度の見直しの動向については、経済産業省の該当ホームページのアドレスを明示するほか、機構自身も入札説明会等の機会を通じて適宜情報提供を行う旨追記した。

4. 入札参加資格（6頁）

【論点】

- ・ 実施要項（案）の作成のため、アドバイザリー契約を締結した監査法人等については、入札から排除する必要があるのではないか。

【対応】

- ・ 入札参加資格に「実施要項の策定に携わった法人又は個人でないこと」との規定を設け、排除することとした。

5. 落札者決定の評価方法（7～9頁）

【論点】

- ・ 外部有識者等の第三者の関与がないことは妥当か。
- ・ 実施要項（案）に現在示されている配点基準よりも詳細な配点基準が必要ではないか。

【対応】

- ・ 今回の入札対象業務は定型的なものであり、専門的観点から評価する余地がほとんどないことから、第三者の関与がないことはやむを得ないものと判断した。
- ・ 配点基準についても、上記と同様な理由により、民間事業者の創意工夫の余地が少ないと考えられることから、やむを得ないものと判断した。

6．落札者が決定しない場合の措置（9頁）

【論点】

- ・ 再度公告にあたっては、入札条件等の変更が必要ではないか。

【対応】

- ・ 「入札条件等を見直した後、再度公告を行う」と修正した。

7．民間事業者が講ずべき措置（11～12頁）

(1) 記録・帳簿書類の保管

【論点】

- ・ いわゆる「別勘定」を求めるものではないのか。

【対応】

- ・ 請負事業に関する記録であることが分かる状態で保管することを求めるもので、「別勘定」を求めるものではない旨、機構と確認した。

(2) 実施経費の報告

【論点】

- ・ 毎年春・秋の各試験ごとの実施経費の報告は必要か。

【対応】

- ・ 実施経費の報告は、マニュアルの変更や身障者のための配慮に起因して発生する追加負担額を把握するために必要である旨、機構と確認した。

8．実施期間終了後の見直しのための調査（15頁）

【論点】

- ・ 外部有識者等の第三者の関与がないことは妥当か。
- ・ 調査項目は十分か。

【対応】

- ・ 落札者決定の評価方法と同じ理由により、第三者の関与がないことはやむを得ないものと判断した。
- ・ サービスの質の達成状況については、クレームやトラブルの内容及びその対処方法によっても評価する旨、機構と確認した。

9. 情報開示（実施要項別紙）

【論点】

- ・ 従来の実施状況を開示するにあたり、四国支部と沖縄支部の業務運営形態の違いについて、民間事業者や国民に分かりやすいように、より詳細に説明する必要があるのではないか。
- ・ 受験者等からのクレームの種類や量についても、情報開示する必要があるのではないか。

【対応】

- ・ 業務形態の違いについて、注記事項で詳細に説明することとした。
- ・ クレームの種類等については、入札説明会等で詳細に説明する旨、機構と確認した。

10. その他（予定価格の事前公表）

【論点】

- ・ 予定価格を事前公表しないのか。

【対応】

- ・ 一般競争入札において、予定価格を公表した場合には、不正行為等を容易にし、落札価格が予定価格に近づいて高止まりになる可能性が高いため、入札価格の事前公表を行わない旨、機構と確認した。

以 上